

【様式 - 2 ( 第 6 条関係 )】

共同企業体入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

( 宛先 ) 志摩市長 大 口 秀 和

今般、連帯責任によって平成 2 5 年度( 2 4 年度繰越 )志教総委託第 1 号 和具小学校屋内運動場改築工事施工監理業務の履行を行うため、下記のとおり共同企業体を結成したので、指定の書類を添えて入札参加を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1 共同企業体の名称 \_\_\_\_\_ 共同企業体

2 共同企業体の構成

代表者 住所又は所在地 : \_\_\_\_\_  
商号又は名称 : \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 : \_\_\_\_\_ 印

構成員 住所又は所在地 : \_\_\_\_\_  
商号又は名称 : \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 : \_\_\_\_\_ 印

構成員 住所又は所在地 : \_\_\_\_\_  
商号又は名称 : \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 : \_\_\_\_\_ 印



4 所属一級建築士一覧表（共同企業体の代表者）

| 氏名 | 法令による一級建築士免許・事務所雇用年月日 |      |          |
|----|-----------------------|------|----------|
|    | 登録年月日                 | 免許番号 | 事務所雇用年月日 |
|    |                       |      |          |
|    |                       |      |          |
|    |                       |      |          |
|    |                       |      |          |
|    |                       |      |          |
|    |                       |      |          |
|    |                       |      |          |
|    |                       |      |          |
|    |                       |      |          |
|    |                       |      |          |
|    |                       |      |          |

この一覧表は、平成 25 年 4 月 1 日現在で、共同企業体の代表者（事務所）に所属する一級建築士すべてについて記載してください。

添付書類として、記載建築士すべての一級建築士免許（有効期限内のもの）の写し及び代表者（事務所）との雇用を証する書類（雇用期間及び事務所名記載の雇用保険証写し等）を添付してください。

【様式 - 3 ( 第 6 条関係 )】

共同企業体協定書

( 目的 )

第 1 条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

( 1 ) 志摩市発注に係る平成 2 5 年度 ( 2 4 年度繰越 ) 志教総委託第 1 号 和具  
小学校屋内運動場改築工事施工監理業務 ( 以下「業務」という。 ) の請負に関  
すること。

( 2 ) 前号に付帯する事業に関する事。

( 名称 )

第 2 条 当共同企業体は、( \_\_\_\_\_ ) 共同企業体 ( 以下、  
「当企業体」という。 ) と称する。

( 事務所の所在地 )

第 3 条 当企業体は、事務所を ( \_\_\_\_\_ ) に置く。

( 成立の時期及び解散の時期 )

第 4 条 当企業体は、平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に成立し、業務の請負契約の履  
行後 3 月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にか  
かわらず、当該業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

( 構成員の住所及び名称 )

第 5 条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所又は所在地 ( \_\_\_\_\_ ) 商号又は名称 ( \_\_\_\_\_ )

住所又は所在地 ( \_\_\_\_\_ ) 商号又は名称 ( \_\_\_\_\_ )

住所又は所在地 ( \_\_\_\_\_ ) 商号又は名称 ( \_\_\_\_\_ )

( 代表者の名称 )

第 6 条 当企業体は、商号又は名称 ( \_\_\_\_\_ ) を代表者とする。

( 代表者の権限 )

第 7 条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権  
限を行うことを名義上明らかにした上で、入札及び見積書の提出、業務委託  
契約書 ( その後の変更契約も含む ) の提出、発注者、監督官庁等と折衝する  
権限並びに請負代金 ( 前払金及び部分払金を含む。 ) の請求、受領及び当企業  
体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

( 構成員の出資の割合 )

第 8 条 当企業体の構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該  
業務について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合

は変わらないものとする。

代表者 商号又は名称( ) 出資比率 \_\_\_\_\_ %

構成員 商号又は名称( ) 出資比率 \_\_\_\_\_ %

構成員 商号又は名称( ) 出資比率 \_\_\_\_\_ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

( 運営委員会 )

第 9 条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請業者の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完了にあたるものとする。

( 構成員の責任 )

第 10 条 各構成員は、委託契約の履行及び下請契約その他の業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

( 取引金融機関 )

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、\_\_\_\_\_銀行\_\_\_\_\_支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口貯金口座によって取引を行うものとする。

( 決算 )

第 12 条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算を行うものとする。

( 利益金の配当の割合 )

第 13 条 決算の結果利益を生じた場合には、第 8 条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

( 欠損金の負担の割合 )

第 14 条 決算の結果欠損を生じた場合には、第 8 条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

( 権利義務の譲渡の制限 )

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

( 業務途中における構成員の脱退に対する措置 )

第 16 条 構成員は、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうちいずれかが業務途中において、破産又は解散した場合には、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成

員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当企業体に参加させ、当該構成員を加えた構成員が共同連携して破産及び解散した構成員の担業務を完成するものとする。

3 前項の場合においては、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還する。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には、利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とするものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責を負うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において協議の上、定めるものとする。

商号又は名称( )、商号又は名称( )及び  
商号又は名称( )とは共同企業体を結成したので、その証拠と  
してこの協定書を\_\_通作成し、各通に構成員が記名押印し、各自その1通を  
保有するものとする。

平成 年 月 日

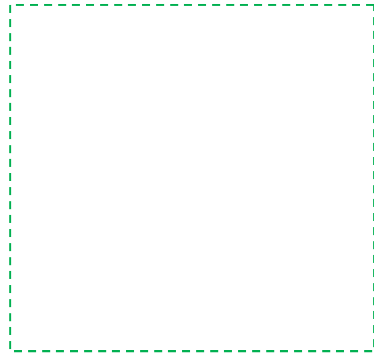
代表者 商号又は名称( )  
代表者職氏名( ) 印

構成員 商号又は名称( )  
代表者職氏名( ) 印

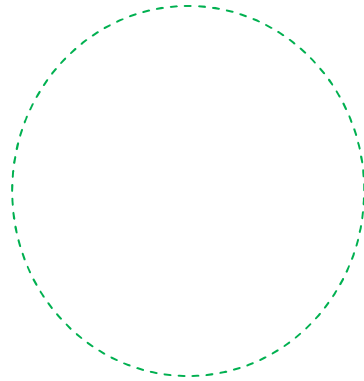
構成員 商号又は名称( )  
代表者職氏名( ) 印

【様式 4 (第6条関係)】

使 用 印 鑑 届



(社印)



(代表者印)

上記の印鑑は、見積り、入札への参加、代金の請求及び受領、その他契約履行のために使用したいからお届けします。

平成 年 月 日

共同企業体の名称

\_\_\_\_\_ 共同企業体

共同企業体代表者

住所又は所在地： \_\_\_\_\_

商号又は名称： \_\_\_\_\_

代表者職氏名： \_\_\_\_\_ 印



【様式 - 5 ( 第 6 条関係 )】

委 任 状

平成 年 月 日

( 宛先 ) 志摩市長 大口 秀和

委任者 ( 共同企業体の代表者以外の構成員 )

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

私は、志摩市が発注する平成 2 5 年度 ( 2 4 年度繰越 ) 志教総委託第 1 号 和具小学校屋内運動場改築工事施工監理業務において、商号又は名称 ( \_\_\_\_\_ ) を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1 共同企業体結成に関する一切の権限
- 2 見積り、入札に関する一切の権限
- 3 前項に関し復代理人選任の権限
- 4 請負契約の締結及び履行に関する一切の権限
- 5 請負代金の請求及び受領に関する一切の権限
- 6 その他上記に付随する一切の権限

受任者 ( 共同企業体の代表者 )

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

【様式 - 6 ( 第 6 条関係 )】

共同企業体入札参加資格審査申請書変更届

平成 年 月 日

( 宛先 ) 志摩市長 大 口 秀 和

共同企業体の名称 \_\_\_\_\_ 共同企業体

代表者 住 所 \_\_\_\_\_  
名称又は商号 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

構成員 住 所 \_\_\_\_\_  
名称又は商号 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

構成員 住 所 \_\_\_\_\_  
名称又は商号 \_\_\_\_\_  
代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記のとおり変更しましたので届け出ます。

記

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|------|-----|-----|-------|
|      |     |     |       |